

I. 成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業¹の状況

1. 成年後見制度について（平成 27 年末時点）

（1）利用者数

成年後見制度の利用者数の対前年増加率は鈍化しているものの、実利用者数は年々増加し続けている（表 1）。

全国の成年後見制度利用者数 191,335 人の類型別の内訳は、成年後見 152,681 人（79.8%）、保佐 27,655 人（14.5%）、補助 8,754 人（4.6%）、任意後見 2,245 人（1.1%）である（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より）。

また、申立件数は平成 22 年に 30,000 人を超えて以降、平成 24 年を頂点に 34,000 人台で推移している（表 2）。この状況を、平田厚明治大学法科大学院教授は、「受皿が限界に近づきつつある（…）申立件数は、天井効果を示しているのではないか」（「権利擁護・虐待防止 2016、全社協、p33」）とし、受皿の充実が進んだ場合、申立件数はさらなる上昇傾向を示すのではないかと分析している。

【表 1】全国の成年後見制度の利用者数(成年後見・保佐・補助)

平成 25 年 (1/1～12/31)	1 7 6, 5 6 4 人	対前年比 8. 5 % 増 ↑
平成 26 年 (1/1～12/31)	1 8 4, 6 7 0 人	対前年比 4. 6 % 増 ↑
平成 27 年 (1/1～12/31)	1 9 1, 3 3 5 人	対前年比 3. 6 % 増 ↑

（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より作成）

【表 2】全国の成年後見制度の申立て件数

平成 24 年 (1/1～12/31)	3 4, 6 8 9 人	対前年比 1 0. 5 % 増 ↑
平成 25 年 (1/1～12/31)	3 4, 5 4 8 人	対前年比 0. 4 % 減 ↓
平成 26 年 (1/1～12/31)	3 4, 3 7 3 人	対前年比 0. 5 % 減 ↓
平成 27 年 (1/1～12/31)	3 4, 7 8 2 人	対前年比 1. 1 % 増 ↑

（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より作成）

（2）申立人と本人との関係

申立人と本人との関係に焦点を当てると、「本人の子」が最も多く、「市区町村長」、「本人の兄弟姉妹」「その他親族」と続いている。平成 24 年までは、「本人の子」及び「本人の兄弟姉妹」、「その他親族」が上位を占めていたが、平成 25 年にはじめて、「市区町村長」が全体の 13.2% を占め、「本人の兄弟姉妹」、「その他親族」を上回り、現在に至っている（平成 27 年は 16.4%）。

京都府における申立て件数は 1,009 件であり、そのうち市町村長申立て件数は 164 件である。（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より）

¹ 平成 19 年に「地域福祉権利擁護事業」は「日常生活自立支援事業」と名称を変更した。「日常生活自立支援事業」は国の予算名称であり、「各実施主体の名称がそれに縛られるものではない」（全社協）とされており、京都府社協では、府域は「福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）」、市町村域では「福祉サービス利用援助事業」の名称を用いることとしている。本報告書においては特段の理由がない限り「地域福祉権利擁護事業」と記す。

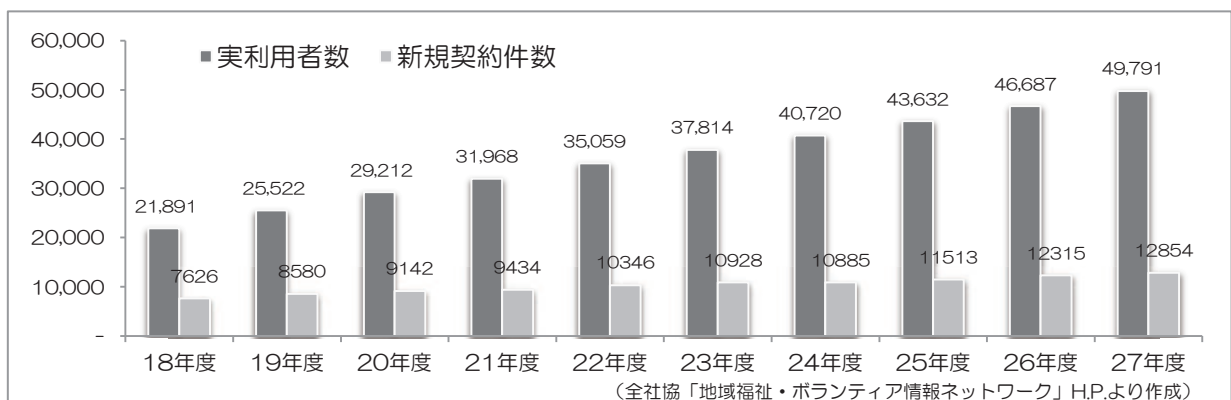
2. 地域福祉権利擁護事業について(平成 27 年度末時点)

(1)利用者数

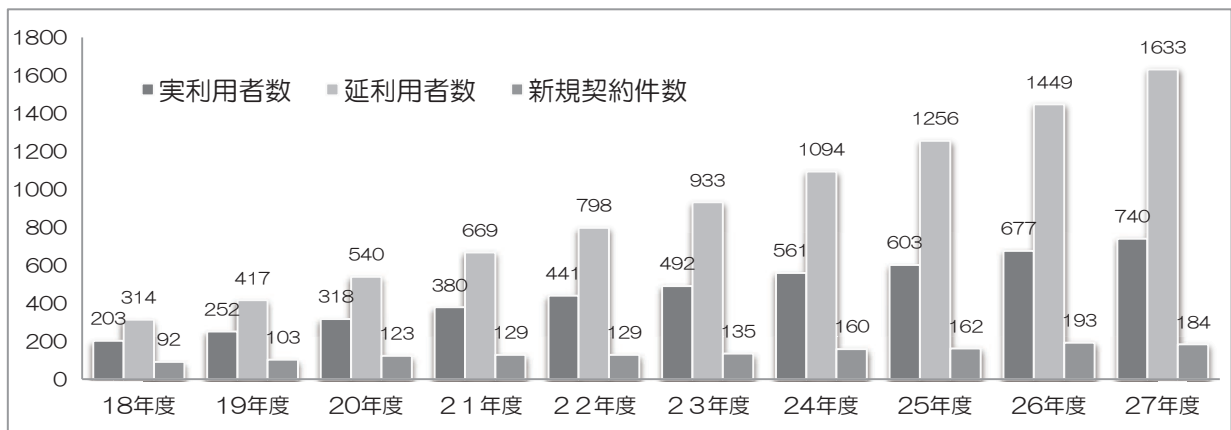
全国的には、49,791 人が地域福祉権利擁護事業を利用しており、新規契約者数は 12,854 人である。平成 22 年度に新規契約者数が 10,000 人を超えて以降、毎年 10,000 人を超える新規契約者数となっている（図 1）。

京都府（京都市を除く）においても、地域福祉権利擁護事業の利用者数は事業発足時より右肩上がりとなっており、740 名が利用している。特に平成 18 年以降、地域福祉権利擁護事業が、「基幹的社協契約方式」から「全市町村社協契約方式」へ変更になったことを契機に利用者数は著しく増加している（図 2）。

【図 1】全国の地域福祉権利擁護事業の実利用者数、新規契約件数の推移



【図 2】京都府の地域福祉権利擁護事業の実利用者数、延利用者数、新規契約件数の推移



(2)利用者の状況について

全国的には、利用者の約半数は「認知症等高齢者」が占めるものの、この割合は近年徐々に減少しつつある。一方で、「知的障害者」「精神障害者」の利用者が増加傾向にある。京都府内では、「認知症等高齢者」の割合は 4 割を下回っており、「知的障害者」、「その他」の利用者が多い（表 3）。

圏域別でみると、利用者の多い北部地域（丹後、中丹、南丹）の各圏域において、「知的障害」の利用者が比較的多く、都市部である中部地域（乙訓・山城北）の各圏域において、「認知症等高齢者」の割合が多い（図 3）。

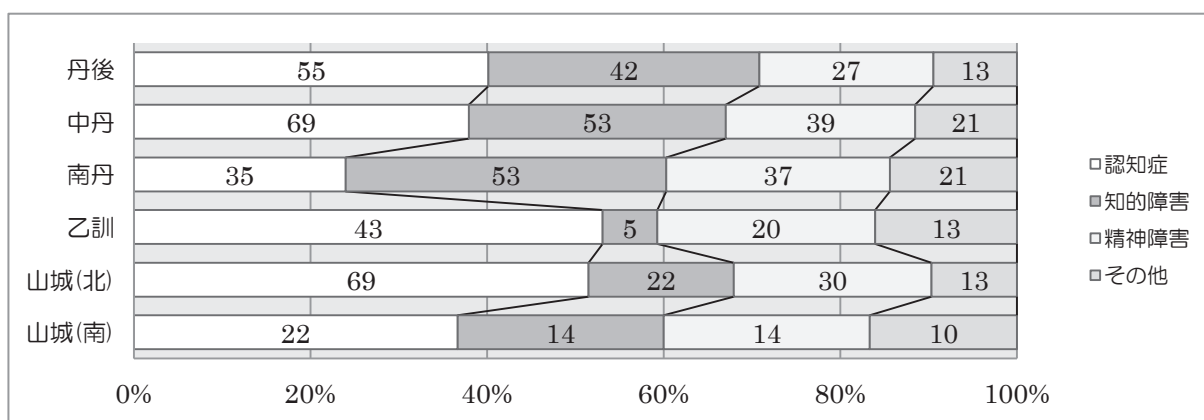
地域福祉権利擁護事業の利用者で、生活保護世帯に属する利用者は 307 人（41.5%）、また 非課税世帯に属する利用者 325 人（43.9%）となり 85.4%を占め、利用者の 8 割以上が低所得世帯である（表 4）。

【表 3】地域福祉権利擁護事業の障害区分別利用者数

	認知症等高齢者	知的障害	精神障害	その他	合計
全国	23,241 人 (46.7%)	11,222 人 (22.5%)	12,775 人 (25.7%)	2,553 人 (5.1%)	49,791 人 (100.0%)
京都	294 人 (39.7%)	189 人 (25.5%)	167 人 (22.6%)	90 (12.2%)	740 人 (100.0%)

全社協「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」H.P.より作成

【図 3】京都府内地域福祉権利擁護事業の圏域別障害別利用者数



【表 4】京都府内地域福祉権利擁護事業の利用世帯の階層

生活保護世帯	非課税世帯	一般世帯	実利用者計
307 人 (41.5%)	325 人 (43.9%)	108 人 (14.6%)	740 人 (100.0%)

（3）成年後見制度と地域福祉権利擁護事業との接点

平成 25 年度に国の地域福祉権利擁護事業の「実施要領」改定において、「成年後見制度につながる」ことが明記された。平成 25 年度以降、京都府内における解約・終了事由の約 3 割が「成年後見制度利用による解約・終了」となっており（図 4）、成年後見制度との密接な連携が求められている。

【図 4】京都府内地域福祉権利擁護事業の解約・終了事由

